

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第91号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち、同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

市町村名	旧町村名
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 神戸村 大和村 美穂村 大正村 東郷村 豊実村 明治村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村
米子市	成美村 尚徳村 大高村 県村 宇田川村
倉吉市	西郷村 小鴨村 上小鴨村 北谷村 高城村 灘手村 上北条村
湯梨浜町	長瀬村 浅津村
北栄町	栄村
琴浦町	下郷村 赤碕町 成美村 安田村
南部町	手間村 賀野村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村
大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村

備考 この表における旧町村名（旧村の大字名を含む。）及びその区域は、昭和25年2月1日現在（旧稲葉村にあっては、昭和7年3月31日現在）におけるものを示す。